

為取替申証文之事(穀留番所跡地上畑22歩御払い出入に付、熟談のこと) 右村(高井郡安田村)名主清左衛門(印)、組頭惣左衛門(印)、百姓代治助(印)、高井郡安田村小前百姓惣代清次郎(印)、同断友八(印)→高井郡中野村郡中代林右衛門殿、同村郷宿林兵衛殿、同断孫左衛門殿 121-1~4は旧封筒一括。高井郡安田村長左衛門宛一札写あり	寛政6年寅8月	縦継紙・1通	B-121-1
乍恐以書付奉願上候(穀留番所跡地御払いに付、村持願または又左衛門持願のこと御糺願) 高井郡安田村名主清右衛門(印)、組頭惣左衛門(印)、百姓代治助(印)、久七(印)、角右衛門(印)、春右衛門(印)、重兵衛(印)、伊右衛門(印)、直右衛門(印)、惣七(印)、平治郎(印)、重三郎(印)、磯右衛門(印)、清助(印)、文之丞(印)、七郎右衛門(印)、八十八(印)市郎左衛門(印)、八郎右衛門(印)長左衛門(印)、弥助(印)久左衛門(印)、善助(印)、奥治郎(印)、伝之丞(印)、権兵衛(印)、六左衛門(印)、九市(印)、藤兵衛(印)、政右衛門(印)、仁右衛門(印)、惣吉(印)、弥左衛門(印)、与四郎(印)、清五郎(印)、国右衛門(印)、篠右衛門(印)、庄右衛門(印)、甚四郎(印)、幸七(印)、万蔵(印)、弥五左衛門(印)、伝蔵(印)、谷右衛門(印)、太四郎(印)、友左衛門(印)、平治郎(印)、友八(印)、平左衛門(印)、与助(印)、久三郎(印)、源五右衛門(印)、義左衛門(印)、金兵衛(印)、武右衛門(印)、与右衛門(印)→河尻甚五郎様中野御役所 端裏書「高井郡安田村」	寛政6年寅8月	縦継紙・1通	B-121-2
差上申済口証文之事(穀留番所跡地御払出入に付、和談内済のこと) 安田村名主願人清右衛門(印)、組頭惣左衛門(印)、百姓代同次助(印)、小前惣代同友八(印)、同断清次郎(印)、同村先名主又左衛門代俵相手長右衛門(印)、谷右衛門(印)→中野村郡中代林右衛門殿、同村郷宿林兵衛殿、同断弥左衛門殿 河尻甚五郎役所宛済口証文写あり	寛政6年寅8月	縦継紙・1通	B-121-3
為取替申証文之事(穀留番所跡地御払い出入に付、北境より6間は又左衛門持・南境より6間は村持のこと) 高井郡安田村先名主又左衛門代俵長右衛門(印)、親類惣代名左衛門(印)、右村名主清左衛門(印)、同組頭惣左衛門(印)、同百姓代次助(印)→中野村郡中代林右衛門殿、同村郷宿林兵衛殿、同断弥左衛門殿 端裏書「安田村一件内済証文」、高井郡安田村惣百姓宛証文写あり	寛政6年寅8月	縦継紙・1通	B-121-4
奉差上内済証文之事(高井郡戸狩村百姓高右衛門、廻状継送の当番を勤めないなど村役滞り一件に付、内済のこと) 高井郡戸狩村願人名主孫助(印)、組頭直右衛門(印)、百姓代武右衛門(印)、同孫左衛門(印)、同文助(印)、相手右村高右衛門(印)、同人五人組喜八(印)→中野村郡中代林右衛門殿、同郷宿銀八殿、同断林兵衛殿 河尻甚五郎役所宛内済願書写あり。継ぎ目に連印あり。	寛政7年卯2月	切継紙・1通	B-232
差上申出入内済証文之事(高井郡金井村百姓庄造と多市口論に付、熟談内済のこと) 高井郡金井村百姓庄蔵(印)、百姓多市(印)、名主市左衛門(印)、与頭助右衛門(印)、百姓代吉右衛門(印)→同郡中野村名主伝右衛門殿、郡中代林右衛門殿、郷宿弥五左衛門殿、同岩右衛門殿、同要左衛門殿 河尻甚五郎役所宛内済願書あり。継ぎ目に連印あり、剥離しかけている。	寛政7年卯2月	切継紙・1通	B-233
差上申出入済口証文之事(越後国魚沼郡伊達村枝当間村百姓五人組組替出入に付、熟談内済のこと) 越後国魚沼郡伊達村枝当間村十左衛門五人組市右衛門、藤兵衛、久左衛門、右代兼願人安右衛門(印)、相手方十左衛門(印)、庄屋藤蔵(印)、重立百姓作左衛門(印)、十左衛門親類八左衛門(印)→信州高井郡中野村郡中代林右衛門殿、郷宿伊由右衛門殿、同新右衛門殿、同善右衛門殿 河尻甚五	寛政7年卯3月	縦継紙・1通	B-118

郎役所宛済口証文写あり			
和談内熟添口證文之事(同村要左衛門娘貫請度一件) 高井郡西江都村訴訟人文藏(印)、同郡同村相手惣七(印)、 同断同倉二郎(印)、同断文藏親類弥之助(印)→中野村郡中 代林右衛門殿、同村新右衛門殿	寛政7年卯4月	堅切継紙・1通	B-299
借用申金子之事(御役所入用につき、金50両) 中野郡 中代林右衛門、横倉組請人佐右衛門→ 全面抹消あり	寛政7卯年4月16日	堅紙・1通	A-24
内済之趣左二申上候(水内郡大小間村年貢滞り出入の こと内済に付、役所へ提出した書上の控) 中野郡中 代林右衛門→竹内様御役所 旧封筒234-1~4は一括。端裏 書〔御役所江書上控〕	寛政8年辰5月	切継紙・1通	B-234-1
乍恐以書付奉願上候(水内郡大小間村年貢滞り出入の こと内済したく、吟味日限引き延ばしのこと願) 高 井郡中野村郡中代林右衛門、右村郷宿善右衛門、同断要左 衛門、蓑笠之助御代官所牟礼宿五郎右衛門→御役所 水内 郡小間村願人弥三八、同断善右衛門、同村名主清右衛門の 奥書あり。案文か。	寛政8年辰7月	切継紙・1通	B-234-2
差上申和談内済証文之事(水内郡大小間村年貢滞り出 入のこと内済に付、済口証文) 水内郡大小間村 百姓拾六人惣代願人弥三八(印)、同断専左衛門(印)、弥三 八親平蔵(印)、右村名主相手清右衛門(印)→中野村郡中代 林右衛門殿、牟礼宿五郎右衛門殿、小玉村儀右衛門殿、中 野村郷宿善右衛門殿、同要左衛門殿 竹内平右衛門役所宛 済口証文あり。	辰8月	切継紙・1通	B-234-3
一札之事(水内郡大小間村年貢滞り出入のこと熟談内 済の上皆済一件に付、一札) 小間村拾六人惣代弥三 八、善左衛門、平蔵→小間村名主清右衛門殿		切継紙・1通	B-234-4
乍恐以書付を以奉願上候(手鎖村預の藤蔵を村役人差 添えず出頭させたことの詫) 水内郡野尻村名主代百姓 代誰、同郡古間村名主清右衛門、同郡牟礼村五郎右衛門、 蓑笠之助様御代官所高井郡中野村郡中代林右衛門、同村名 主彦兵衛、郷宿要左衛門→竹田平右衛門様中野御役所 下 書	寛政8辰年8月	堅継紙・1通	A-184
差上申済口證文之事(横倉組若者共大勢罷越打擲仕手 疵数ヶ所負候につき) 高井郡夜間瀬村之内次ヶ川組座 当願人佐夜都、同組百姓同断勝蔵、小一右衛門、同人女房 せん、同人母いき、同人弟茂八、同郡同村之内横倉組政右 衛門病氣ニ付代俸与惣右衛門、同人俸金吉、同組名主与一 右衛門病氣ニ付代俸三右右衛門、組頭根右衛門、百姓代平 兵衛、同郡同村之内前坂組百姓八右衛門、同人下男国松、 次ヶ川組名主次郎右衛門、前坂組名主次右衛門、中野村名 主彦兵衛、郡中代淋右衛門、郷宿要左衛門、同断銀八、同 断伊野右衛門、佐藤組五人組代八、同断安兵衛→竹内平右 衛門様御役所	寛政8年辰8月	堅切継紙・1通	B-235
和談内済証文之事(村役人長百姓召出され御吟味申 候につき) 高井郡戸狩村願人高右衛門(印)、右村名主孫 助(印)、組頭半左衛門(印)、百姓代孫左衛門(印)、藤兵衛 (印)、文助(印)、百姓代武右衛門→中野村郡中代淋右衛門 殿 剥離あり	寛政8年辰9月	堅切継紙・1通	B-236-1
乍恐以書付奉御願申上候(堀起シ願いにつき) 高井郡 戸狩村堀起シ願人高右衛門(印)→竹之内平右衛門様御役所	寛政8年辰8月	堅切継紙・1通	B-236-2
乍恐書付を以奉願上候(欠込訴訟につき) 高井郡戸狩村 百姓願人高右衛門、同村名主孫助、組頭、百姓代孫左衛門 →竹内平右衛門様中野御役所	寛政8年辰9月	堅切継紙・1通	B-236-3

乍恐書付を以奉願上候(水除普請故障糺の場で不埒をした小前惣代の赦免願) 高井郡中野村郡中代林右衛門、同村郷宿孫助→竹内平右衛門様中野御役所	寛政8年辰10月	縦継紙・1通	A-26
乍恐以書付越願奉申上候(御年貢金ニ差詰り難義につき) 高井郡吉田村百姓訴訟人八郎次→竹内平右衛門様中野御役所 奥書あり	寛政8年辰10月	堅切継紙・1通	B-196
乍恐書付を以奉願上候(若もの共酒□仕私□□につき) 水内郡桑名川邑百姓願人松之助→竹内平右衛門様中野御役所 奥書あり	寛政8年辰11月	堅切継紙・1通	B-237
乍恐書付を以奉願上候(年貢金包違による平林村役人宿預けの赦免願) 高井郡中野村名主彦兵衛、郡中代林右衛門→竹内平右衛門様御役所 下書	寛政8辰12月	縦継紙・1通	A-22-1
(年貢金包違による平林村役人宿預けの赦免願書、下書の下書)		縦継紙・2通	A-22-2
乍恐書付を以奉願上候(年貢金包違による古海村役人宿預けの赦免願) 高井郡中野村郡中代林右衛門、水内郡野尻村名主安右衛門、高井郡中野村郷宿伊野右衛門→竹内平右衛門様中野御役所	寛政8辰年12月	縦継紙・1通	A-23
覚(寛政4年高井郡寒沢村之内菅組百姓10名へ貸渡金高書上) 高井郡吉田村百姓訴訟人八郎次→竹内平左衛門様中野御役所 77-1~2は旧封筒一括	寛政8年辰12月	縦継紙・1通	B-77-1
(種手貸金滞出入に付、和談内済済口証文) 高井郡吉田村願人八郎次(印)、貸主作左衛門(印)、同郡寒沢村之内菅組相手磯八(印)、同断久五郎(爪印)、同断多五郎(爪印)、同断栄七(印)、同断五郎八(爪印)、同断嘉助(爪印)、同断彦次郎(爪印)、同断新助(印)、同断藤助(印)、同断良右衛門(印)、名主庄助→中野村善右衛門、同断彦兵衛殿、郡中代林右衛門殿 竹内平左衛門役所宛内済願書写あり	寛政8年辰12月	縦継紙・1通	B-77-2
差出申一札之事(酒隠造の仕置につき御高免願) 平瀧村富右衛門(印)、組頭庄右衛門(印)、百姓代幸次郎(印)→中野村郡中代林右衛門殿、同村名主彦兵衛殿、同郷宿孫助殿	寛政9年2月	縦継紙・1通	B-263-1
乍恐以書付奉願上候(水内郡平田木村富右衛門隠酒造のことにつき御高免願) 水内郡桑名川村名主伊由左衛門、同郡西大滝村名主太左衛門、同郡白鳥村名主三右衛門、同郡青倉村名主磯左衛門、同郡森村名主病氣二付代組頭太郎左衛門、同郡平滝村組頭庄右衛門、百姓代幸次郎、高井郡中野村名主彦兵衛、郡中代林右衛門、郷宿孫助→竹内平右衛門様御役所 案、端裏書「扣」	寛政9年2月	縦継紙・1通	B-263-2
乍恐以書付奉願上候(水内郡平田木村富右衛門隠酒造のことにつき御高免願) 水内郡桑名川村名主伊由左衛門、同郡西大滝村名主太左衛門、同郡白鳥村名主三右衛門、同郡青倉村名主磯左衛門、同郡森村名主病氣二付代組頭太郎左衛門、高井郡中野村名主彦兵衛、郡中代林右衛門、郷宿孫助→竹内平右衛門様御役所 案	寛政9年2月	縦継紙・1通	B-263-3
乍恐以書付奉願上候(高井郡戸狩村百姓盜賊懸り合い吟味に付、御高免願) 高井郡寒沢村名主庄助、同村之内菅組名主糸七、同郡上末村名主清七、同郡中野村郷宿銀八、同村郡中代林右衛門→竹内平左衛門様御役所	寛政9年巳5月	縦継紙・1通	B-78
乍恐以書付奉願上候(高井郡坪山村・平林村秣場山場出入一件に付、欠込御訴訟のこと御高免願) 水内郡小沼村名主治左衛門(印)、同郡三ッ家村誠左衛門(印)、同郡戸隠新田名主政右衛門(印)、同郡稗新田村名主治郎左衛門(印)、同郡大塚新田名主幸三郎(印)、同郡水沢下組名主	寛政9年巳9月	縦継紙・1通	B-79

渡辺家/郡中代

佐左衛門(印)、同村上村名主太惣次(印)、高井郡中野村郡中代林右衛門(印)、同村郷宿郷宿弥助(印)→竹内平左衛門様御役所			
差上申一札之事(高井郡柳沢村百姓盗み一件に付、お沙汰請書) 竹内平右衛門御代官所信州高井郡柳沢村百姓仙蔵倅兵蔵、百姓仙蔵、同人女房はつね、同人兄五右衛門、五人組七右衛門、定八、定吉、乙左、名主幸右衛門、組頭彦右衛門、百姓代岡右衛門、同国同郡戸狩村百姓五右衛門、名主四郎兵衛、同国同郡安田村百姓初祢親清右衛門、名主久右衛門、同国同郡岩井村百姓伴助、名主佐右衛門、同国同郡同百瀬新田内百姓惣吉、名主民右衛門、同国同郡中野村組頭忠七、本多豊後守領分同国水内郡飯山前町治助、組頭佐右衛門、御年寄五右衛門、同所本町弥右衛門、組頭仁太夫、同国同郡静間村百姓九兵衛、組頭庄右衛門→竹内平左衛門様 78と関連あり、本多豊後守家来矢野大六の奥書あり	寛政9年巳12月19日	堅継紙・1通	B-80
乍恐書付以奉願上候(郡中代の交替) 郡中村々名主印→	天保2卯年4月	堅紙・1通	A-29
差上申一札之事(江戸役所差立金550両受取) 高井郡安田村幸吉代小右衛門、同郡中野村郡中代林輔→井上五郎左衛門様中野御役所	天保2卯年5月	堅継紙・1通	A-208
覚(初納年貢金預かり、金170両余) 林輔→御役所	辰10月17日	1通	A-4-1
差上申一札之事(二納年貢金・国役金を江戸差立まで一時預かり、金3244両余) 中野村郡中代→後欠		1通	A-4-2
差上申一札之事(年貢・上納金を江戸差立まで一時預かり、金962両余) 中野村郡中代林輔→中野御役所	天保8酉年12月8日	1通	A-4-3
覚(初納年貢金の預かり、金627両余) 林輔→御役所	辰10月14日	1通	A-4-4
(断簡、年貢金2968両などの書上)		1通	A-4-5
差上申一札之事(年貢・上納金を江戸差立まで一時預かり、金1793両余) 中野村郡中代林輔→中野御役所	天保8酉年12月9日	1通	A-4-6
覚(年貢金・国役金の預かり、金4236両余) 郡中代林輔→中野御役所	卯11月15日	1通	A-4-7
覚(金113両余の預かり) 林輔→中野御役所	辰10月18日	1通	A-4-8
覚(初納年貢金の預かり、金76両余) 中野村郡中代林輔→中野御役所	辰10月13日	1通	A-4-9
覚(買上代金請取につき) 中野村組頭林輔→中野御役所	戌2月10日	堅切継紙・1通	C-348-1
覚(買上代金書上)		堅切紙・1通	C-348-2
覚(買上代金請取につき) 中野村組頭林輔(印)→中野御役所	戌2月10日	堅切紙・1通	C-348-3
覚(買上代金請取につき) 中野村組頭林輔→中野御役所	戌2月10日	堅切紙・1通	C-348-4
覚(郡中諸入用請取につき) 郡中代林輔→御名主衆中	天保8年3月	堅切紙・綴一括	C-348-5
御廻状持送り人足覚(人足数書上および賃銭郡中割入込願) 安田村名主→中野御郡中代様 岩井村分の追記あり	辰12月朔日	折紙・1通	A-36-1
御廻状持送り人足覚(人足数書上および賃銭郡中割入込願) 上新田村→中野御郡中代様	辰12月朔日	折紙・1通	A-36-2
覚(廻状持送り人足数および賃銭書上) 天神堂→		折紙・1通	A-36-3
覚(人足数および賃銭書上) 桑名川、西大瀧村、白鳥村、平瀧村、青倉村、森村→		折紙・1通	A-36-4

覚(初納年貢金のうち刳金133両余の預かり) 郡中代林輔→中野御役所 全面抹消あり	酉12月7日	1通	A-8-1
覚(初納刳金25両余の預かり) 郡中代林輔→御役所	卯11月	1通	A-8-2
覚(三納刳金75両余の預かり) 郡中代林輔→中野御役所 全面抹消あり	戌10月8日	1通	A-8-3
覚(二納金のうち御改刳出金の受取、金81両余) 中野村郡中代林輔→中野御役所 全面抹消あり	酉12月8日	1通	A-8-4
乍恐以書付奉申上候(村々納の過料銭払い下げにつき値段交渉) 郡中代五人印→中野御役所 扣	卯9月	縦継紙・1通	A-25
(廻状写、御会日出席無きものは御沙汰あり) 最終丁に「廻状 役元」とあり	寅11月23日	美・1冊	D-1026
覚(御用金の預かり、金666両余) 郡中代林輔→中野御役所	未2月6日	1通	A-6
乍恐以書付御届奉申上候(郡中代私共5人にて勤める旨) 下書		縦紙・1通	A-30
口演(清右衛門領山表の店明渡し、中野村へ罷越候一件に付) 安田村願主清右衛門→郡中代渡部林右衛門様 端裏書「上」、鉛筆で「安田村清右衛門口上書 郡中代渡部林右衛門宛」。継ぎ目が剥離しかけている。	5月24日	切継紙・1通	B-201
差上申一札之事(飯山領分水内郡赤塩村百姓酒乱酔にて陣屋入込不埒の儀に付、御詫び御免のこと) 赤塩村文蔵(爪印)→中野御役所 控、中野村名主十郎次、郡中代彦兵衛奥書あり、「北大熊村より当御役所江御訴申上候尤松代より御役所御懸合可被成候」	卯5月6日	縦継紙・1通	B-7
御尋二付奉申上候(役料并給分など御尋の儀に付回答のこと) 郡中代→御役所 端裏書「下書」あり	酉11月20日	縦継紙・1通	B-8

中野村名主

宗旨御改二付一札之事(東江部村吉右衛門につき) 金丸又左衛門殿支配所高井郡飯田村玄照寺末寺市川孫右衛門支配所高井郡片塩村禪宗延命山大徳寺→上田御奉行様 印の切取あり	宝永4年亥霜月	縦紙・1通	A-131
覚(諸国豊熟之候間新酒等一切止せられ候)	正徳5年末10月	縦切紙・1通	C-359
扱証文之事(買得地出入一件に付、埒明けのこと) 西間村嘉右衛門(印)、同断宇兵衛(印)、岩舟村武右衛門(印)、同断文六(印)、同断名主角兵衛(印)、同所組頭半左衛門(印)、西間村名主善右衛門(印)、同所組頭九郎右衛門(印)→中山五郎右衛門殿、同三右衛門殿、源井勘左衛門殿、渡部彦右衛門殿 継ぎ目に印あり。	享保3年戌6月	切継紙・1通	B-250
一札之事(引越につき身元保証) 吉田村引越人傳之丞、当村請合七左衛門→中野村名主彦之丞殿 五人組の奥書あり	享保9年辰4月	縦紙・1通	A-127-1
差出申一札之事(引越につき身元保証) 替佐村引越人権太郎事伊兵衛、ほか親類・口入3名→名主渡辺彦之丞殿、御組頭衆中	享保18年丑4月	縦紙・1通	A-127-2
出入済口証文之事(寒沢村内田場用水口明替出入一件に付、内済のこと) 寒沢村訴人四郎兵衛(印)、六右衛	享保9年辰4月10日	切継紙・1通	B-254-1

渡辺家/中野村名主

<p>門(印)、文右衛門(印)、源八(印)、次右衛門(印)、清右衛門(印)、長助(印)、甚左衛門(印)、利左衛門(印)、八郎兵衛(印)、三右衛門(印)、傳十郎(印)、小右衛門(印)、新八(印)、□兵衛(印)、吉右衛門(印)、加左衛門(印)、仁右衛門(印)、彦右衛門(印)、岡右衛門(印)、利兵衛(印)、平兵衛(印)、次右衛門(印)、与四右衛門(印)、弥五八(印)、八郎右衛門(印)、又右衛門、七郎右衛門(印)、平左衛門(印)、源八(印)、角助(印)→中野町名主彦之丞殿、長百姓庄兵衛殿、同弥五右衛門殿、同宿与市殿、同宿賀兵衛殿 継ぎ目に連印あり。寒沢村名主善左衛門、同庄兵衛、組頭傳八、同□兵衛の奥書と連印あり。</p>			
<p>出入済口証文之事(寒沢村内田場用水口明替出入一件に付、内済のこと) 寒沢村相手与左衛門(印)、親類□右衛門(印)、立合半左衛門(印)、親類伊左衛門(印)、同捨左衛門(印)→中野町名主彦之丞殿、長百姓庄兵衛殿、同弥五右衛門殿、同宿与市殿、同宿賀兵衛殿 継ぎ目に連印あり。寒沢村名主善左衛門、同庄兵衛、組頭傳八、同□兵衛の奥書と連印あり。</p>	<p>享保9年辰4月10日</p>	<p>切継紙・1通</p>	<p>B-254-2</p>
<p>指上ヶ申一札之事(宝永6年小沼村より小見村新田内出作地の道付替を願い出、示談まとまり、取り交わした証文写差し出しのこと) 水内郡小沼村名主仁左衛門(印)、同六右衛門(印)、組頭七右衛門(印)、同加右衛門(印)、惣百姓代新七(印)→中野御役所</p>	<p>享保10年巳2月</p>	<p>切継紙・1通</p>	<p>B-253</p>
<p>乍恐以返答書申上ヶ候御事(神戸村との渡場出入に付、回答のこと) 水内郡大倉崎村名主佐五左衛門(印)、組頭木右衛門(印)、高井郡関沢村名主才兵衛(印)、船せわやき九郎兵衛(印)→中野御役所様 34-1~2旧封筒一括</p>	<p>享保10年巳6月</p>	<p>縦継紙・1通</p>	<p>B-34-1</p>
<p>乍恐書付ヲ以御訴訟申上候御事(大倉崎渡場出入に付、関沢村・大倉崎村名主呼出の上御吟味のこと) 高井郡神戸村名主新之丞(印)、組頭新右衛門(印)、同甚五兵衛(印)、百姓代太兵衛(印)→中野御役所 関沢村・大倉崎村名主を役所呼出の付紙あり</p>	<p>享保10年5月</p>	<p>縦継紙・1通</p>	<p>B-34-2</p>
<p>出入済口証文之事(大倉崎村舟渡し出入に付、双方和談のこと) 高井郡神戸村名主新之丞(印)、組頭新右衛門(印)、同甚五兵衛(印)、百姓代太兵衛(印)、水内郡大倉崎村名主佐五左衛門(印)、組頭木右衛門(印)、高井郡関沢村名主才兵衛(印)、同村舟世話人九郎兵衛(印)→中野村名主渡戸彦之丞殿、組頭鎮目武右衛門殿、立合鎮目庄兵衛殿 端裏書「神戸村関沢村大倉崎村舟渡出入扱済口証文 享保十年巳六月三日ニ相済申候」</p>	<p>享保10年巳6月3日</p>	<p>縦継紙・1通</p>	<p>B-35</p>
<p>御扱ニ付指出シ申済口証文之事(忠右衛門と村中57人違論ニ付、村中一志和合のこと) 安源寺村組頭半兵衛(印)、同伝兵衛(印)、名主藤右衛門(印)、村中惣代半七(印)、宇右衛門(印)、千助(印)、平左衛門(印)、三郎兵衛(印)、佐右衛門(印)、甚兵衛(印)、佐次右衛門(印)、仁兵衛(印)、利右衛門(印)、徳右衛門(印)、甚五右衛門(印)、六兵衛(印)、安右衛門(印)、儀左衛門(印)、次右衛門(印)、勘兵衛(印)、平六(印)、忠右衛門(印)、伊右衛門(印)、十右衛門(印)、平七(印)、武右衛門(印)、十兵衛(印)、平右衛門(印)、庄右衛門(印)、伝之丞(印)→中野御名主彦之丞殿、御同所宿忠兵衛殿、片塩村清右衛門殿、両名主御同所伝五右衛門殿</p>	<p>享保11年午4月2日</p>	<p>縦継紙・1通</p>	<p>B-37</p>
<p>済口証文之事(御巢鷹御用の儀に付、和談のこと) 箕作村巢守吉右衛門(印)、善四郎(印)、太兵衛(印)、六之丞(印)、作兵衛(印)、名主三左衛門(印)、組頭十右衛門(印)、与右衛門(印)、百姓代源右衛門(印)、志久見村巢守五郎右衛門(印)、九左衛門(印)、半兵衛(印)、新右衛門(印)、三左衛門(印)、名主長右衛門(印)、組頭三九郎</p>	<p>享保11年午5月25日</p>	<p>縦継紙・1通</p>	<p>B-38</p>

(印)、百姓代善右衛門(印)→中野村彦之丞殿			
御取扱証文之事(年貢金出入二付、和談のこと) 新保村訴人と十郎(印)、相手与右衛門(印)、名主儀右衛門(印)、同六兵衛(印)、組頭五人組市右衛門(印)、同惣左衛門(印)、同平左衛門(印)、組頭新右衛門(印)→中野名主渡辺彦之丞殿、白井賀兵衛殿、宿畔上又右衛門殿、新保村西沢佐五右衛門殿	享保12年未2月21日	縦継紙・1通	B-39
乍恐以書付ヲ奉願候御事(繰綿借くれのため金1両3分永118文貸付二付、金子返済仰せ付けのこと願) 中野願主与市(印)→御役所 41-1~2は一紙一括	享保12年未4月	縦継紙・1通	B-41-1
乍恐以書付奉願上候(金1両3歩永118文貸付二付、金子返済仰せ付けのこと願) 願主西町治兵衛(印)→中野御役所	享保12年未4月	縦継紙・1通	B-41-2
乍恐以書付奉願候御事(借金出入の儀に付、差紙日延のこと願) 若宮村名主宇右衛門(印)、同所願人五右衛門(印)→中野御役所 端裏書「若宮村五右衛門日延願書」あり	享保12年未5月24日	縦継紙・1通	B-42-1
差上申一札之事(借金出入に付、返済日限受入のこと) 高井郡若宮村借り主五右衛門(印)、兄弟文右衛門(印)、名主宇右衛門(印)、組頭七郎兵衛(印)、五人組孫左衛門(印)→中野御役所 端裏書「若宮村五右衛門日延願書」	享保12年未5月25日	堅切紙・1通	B-43
覚(法運寺普請費用受取) 当村大工請負重兵衛、立合仁右衛門→渡部彦之丞殿	享保15年戌5月26日	縦継紙・1通	A-259
一札之事(川除御普請入用材木の買入請負につき) 中野町伊野右衛門、同嘉右衛門、同弥五右衛門→中野村彦之丞殿	享保15年戌11月25日	堅紙・1通	A-179
乍恐以口上書奉願上候御事(早損につき高役小物成赦免願) 高井郡間山村名主重右衛門、ほか村名主6名→中野御役所	享保15年戌12月	堅紙・1通	A-27
以書付御訴訟申上候御事(悪作ゆえ諸浮役・小物成・高掛御普請入用・国役金など捨免願) 高井郡草間村名主忠左衛門、同郡両安源寺村名主藤右衛門、同郡七瀬村名主喜右衛門、同郡吉田村名主清左衛門、同郡壁田村名主新左衛門、同次郎右衛門、同郡厚貝村名主長右衛門、同郡田麦村名主又左衛門→中野御役所	享保15年戌12月	堅紙・1通	A-157
本堂造作之入用覚(法運寺分、三両余受取) 当村大工請負人重兵衛→渡辺彦之丞殿	享保16年亥3月2日	縦継紙・1通	A-110
本堂さしかやしふく[指茅修復]覚(法運寺茅代、屋根大工手間ほか金1両1分余受取) 新田町喜左衛門→渡邊彦之丞殿 1通	享保16年亥6月10日	堅紙	D-1031
請取申金子之事(中野村に陣屋引取長屋建て請負の儀に付、金23両3分ト銭792文請取のこと) 請負人南弥五右衛門(印)、立会人芝草伊由右衛門(印)→名主渡辺彦之丞殿	享保16年亥11月	堅切紙・1通	B-16
[]之事(傳八後家入、跡目相続願) 新之丞後家、ほか4名、五人組源右衛門、ほか5名→名主渡辺彦之丞殿、御組頭衆中 前欠	享保17年子正月	縦継紙・1通	A-171
差上申證文之事(高井郡計見村新田谷上百姓炭焼出入につき内済証文) 信州高井郡計見村名主七郎右衛門印、組頭伊兵衛同、百姓代半右衛門同、計見新田名主五郎左衛門同、組頭庄へ衛、百姓代長九郎同→中野松平九郎左衛門様御役所 写、継目剥離、裏書あり	享保17年6月13日	縦継紙・1通	B-242
指出シ申一札之事(引越につき身元保証) 佐野村願主	享保18年丑之2月	堅紙・1通	A-128

渡辺家/中野村名主

儀野右衛門、ほか親類3名→中野村名主渡辺彦之丞殿、御 与頭衆中			
質物ニ相渡申家屋敷之事(御建立金より3両3分永1 15文借用) 中野村置主五郎助、同所請人喜右衛門、同所 請人助右衛門→松川村南照寺様	享保18癸丑ノ年極月日	縦紙・1通	A-150
一札之事(当村御普請所材木調達方につき) 相之嶋村名 主半左衛門、ほか4名→中野村渡辺彦之丞殿、深井惣左 衛門殿 貴殿が木本の場合は1割5分拙者共で受取の奥書あ り	享保20年卯10月28日	縦継紙・1通	D-888
一札之事(当村御普請所材木調達方につき) 天神堂村名 主半左衛門、ほか1名、下木嶋村名主清右衛門、ほか1名→ 中野村渡辺彦之丞殿、深井惣左衛門殿 端裏書「下木嶋組 合」	享保20年卯10月28日	縦継紙・1通	D-889
一札之事(当村御普請所材木調達方につき) 草間村名主 忠左衛門、ほか1名、安源寺村名主藤右衛門、ほか1名、栗 林村名主与太夫、ほか1名→中野村渡辺彦之丞殿、深井惣 左衛門殿 端裏書「草間村組合」	享保20年卯10月28日	縦継紙・1通	D-890
指出申一札之事(火の用心、自身番・矢倉番の精勤、 不身持者の改につき請書) 西町五人組治兵衛、ほか2 名→名主組頭衆中 端裏書「西町」	元文2年巳5月	縦紙・1通	A-163-1
指出申一札之事(火の用心、自身番・矢倉番の精勤、 不身持者の改につき請書) 西町五人組次郎左衛門、ほ か8名→名主組頭衆中 端裏書「西町」	元文2年巳5月	縦紙・1通	A-163-2
指出申一札之事(火の用心、自身番・矢倉番の精勤、 不身持者の改につき請書) 宇兵衛、ほか8名→名主組 頭衆中 端裏書「西町」	元文2年巳5月	縦継紙・1通	A-163-3
指出申一札之事(火の用心、自身番・矢倉番の精勤、 不身持者の改につき請書) 長八、弥五八、七左衛門→ 名主組頭衆中 端裏書(一部欠)「七左衛門組」	元文2年巳5月	縦紙・1通	A-163-4
差出申一札之事(火の用心、自身番・矢倉番の精勤、 不身持者の改につき請書) 七兵衛、ほか8名→名主組 頭衆中 上部欠、端裏書?	元文2年巳5月	縦紙・1通	A-163-5
指出申一札之事(火の用心、自身番・矢倉番の精勤、 不身持者の改につき請書) 中町五人組又八、ほか8名 →名主組頭衆中	元文2年巳5月	縦紙・1通	A-163-6
指出申一札之事(火の用心、自身番・矢倉番の精勤、 不身持者の改につき請書) 西町傳兵衛、ほか5名→名 主組頭衆中 端裏書「西町」	元文2年巳5月	縦紙・1通	A-163-7
指出申一札之事(火の用心、自身番・矢倉番の精勤、 不身持者の改につき請書) 新右衛門、ほか5名→名主 組頭衆中 端裏書「西町」	元文2年巳5月	縦継紙・1通	A-163-8
差出シ申一札之事(火の用心、自身番・矢倉番の精 勤、不身持者の改につき請書) 中町五人組利右衛門、 ほか2名→名主組頭衆中 端裏書「中町利右衛門組」	元文2年巳5月	縦継紙・1通	A-163-9
指出シ申一札之事(火の用心、自身番・矢倉番の精 勤、不身持者の改につき請書) 長八、ほか5名→名主 組頭衆中 端裏書「中町長八従市兵衛」	元文2年巳5月	縦継紙・1通	A-163-10
差出申一札之事(火の用心、自身番・矢倉番の精勤、 不身持者の改につき請書) 甚兵衛、ほか2名→名主組 頭衆中 端裏書「中町甚兵衛 喜右衛門」	元文2年巳5月	縦継紙・1通	A-163-11
指出シ申一札之事(火の用心、自身番・矢倉番の精 勤、不身持者の改につき請書) 勘右衛門、ほか7名→	元文2年巳5月	縦紙・1通	A-163-12

名主組頭衆中 端裏書「西町」			
差出シ申一札之事(火の用心、自身番・矢倉番の精勤、不身持者の改につき請書) 吉兵衛、ほか6名→名主組頭衆中 端裏書「中町定右衛門 吉兵衛」	元文2年巳6月	縦継紙・1通	A-163-13
指出シ申一札之事(火の用心、自身番・矢倉番の精勤、不身持者の改につき請書) 七兵衛、ほか4名→名主組頭衆中 端裏書「西町下」	元文2年巳5月	縦紙・1通	A-163-14
指出申一札之事(松川村百姓跡式をめぐる江戸表出訴に際して村中に負担をかけない旨) 中野村利左衛門→名主組頭衆中	元文2年巳5月29日	縦紙・1通	A-60
(小源次帳外願の一札) 中野村小源次願主母、ほか2名→中野村名主彦之丞殿、御組頭衆中 前欠破損甚大	元文3年午2月	縦紙・1通	A-85
差上申一札之事(高井郡犬飼村田畑質地小作初滞り一件に付) 信州高井郡犬飼村次兵衛後家そめ(印)辰三十三歳、同人名跡幸右衛門(爪印)辰十六歳、同郡高石村そめ姉むこ勘右衛門(印)、山口新田幸右衛門実父丈左衛門(印)、犬飼村次兵衛兄勘左衛門(印)、山口新田名主善兵衛(印)、犬飼村名主文左衛門(印)、同三左衛門(印)、同清兵衛(印)→鈴木平十郎様中野御役所 端裏書「犬飼村次兵衛名跡出入小作初滞裁許証文写」	元文元年辰11月12日	縦継紙・1通	B-44
以書付を奉願上候御事(佐野村への帰村願) 中野普代村願主此右衛門、ほか五人組・組頭5名→名主渡辺彦之丞殿、御与頭衆中	元文4未正月日	縦紙・1通	A-123
指出申一札之事(行方不明の源六帳除願) 源六母、ほか兄弟・親類・五人組8名→名主渡辺彦之丞殿、御与頭衆中	元文4年未2月	縦紙・1通	A-130
一札之事(火の用心・盗人召捕など五人組限請書) 喜三郎、ほか10名→名主彦之丞殿、御組頭衆中	元文4年未ノ3月日	縦継紙・1通	A-214-1
一札之事(火の用心・盗人召捕など五人組限請書) 半四郎、ほか5名→名主彦之丞殿、御組頭衆中	元文4年未ノ3月日	縦継紙・1通	A-214-2
一札之事(火の用心・盗人召捕など五人組限請書) 次郎左衛門、ほか6名→名主彦之丞殿、御組頭衆中	元文4年未2月	縦継紙・1通	A-214-3
一札之事(火の用心・盗人召捕など五人組限請書) 中町五人組佐市、ほか4名→名主彦之丞殿、組頭嘉兵衛殿、同武右衛門殿、同新左衛門殿、同弥五右衛門殿、同惣左衛門殿	元文4年未2月	縦継紙・1通	A-214-4
一札之事(火の用心・盗人召捕など五人組限請書) 五人組傳兵衛、ほか5名→名主彦之丞殿、御組頭衆中	元文4年未2月	縦継紙・1通	A-214-5
一札之事(火の用心・盗人召捕など五人組限請書) 五人組源右衛門、ほか7名→名主彦之丞殿、与頭衆中	元文4年己未2月	縦継紙・1通	A-214-6
一札之事(火の用心・盗人召捕など五人組限請書) 半平、ほか6名→名主彦之丞殿、御与頭衆中	元文4年未ノ2月29日	縦継紙・1通	A-214-7
一札之事(火の用心・盗人召捕など五人組限請書) 松三郎、彦兵衛、清兵衛→名主彦之丞殿、御組頭衆中	元文4年未3月	縦継紙・1通	A-214-8
一札之事(火の用心・盗人召捕など五人組限請書) 長八、ほか5名→名主彦之丞殿、御組頭衆中	元文4年未2月	縦継紙・1通	A-214-9
一札之事(火の用心・盗人召捕など五人組限請書) 西町宇兵衛、ほか8名→名主彦之丞殿、御与頭衆中	元文4年未3月	縦継紙・1通	A-214-10
一札之事(火の用心・盗人召捕など五人組限請書) 吉右衛門、ほか7名→御名主彦之丞殿、御組頭衆中	元文4年未2月	縦継紙・1通	A-214-11

指出申一札之事(年貢過納分受取) 栗和田半六→名主彦之丞殿	元文4年末9月11日	縦紙・1通	A-192
覚(江戸表江出訴につき) 西町伊平兵衛→中野善右衛門殿 奥書あり	寛保3年	堅切継紙・1通	B-275
乍恐以書付奉願上候御事(御役所酒株御帳面、年季之内ハ源助ニ御直願) 中野町願人源助→御役所 扣、「同所百姓酒株主十郎次」の奥書1あり、「名主惣左衛門、組頭伊由右衛門、同久兵衛、同孫兵衛、百姓代甚兵衛、同勘右衛門、十郎次五人組政右衛門、同平五郎、同金兵衛、同辰五郎、同嘉惣次」の奥書2あり、紙背に願書あり「乍恐以書付奉願上候御事(店、酒株、酒道具、蔵、源助方江借渡につき)」	宝暦2年2月	縦継紙・1通	B-262-1
乍恐以書付御届申上候御事(店、酒株、酒造道具、蔵、源助方江貸渡年季明候二付) 高井郡中野町彦兵衛組十郎次(印)→天野助次郎様御役所 扣、端裏書「如此認上ル所不持請取之段書上候趣從不差出し而返ル」	宝暦7年2月	縦紙・1通	B-262-2
乍恐以書付奉願上候御事(御役所酒株御帳面、年季之内ハ源助ニ御直願) 中野町願人源助→御役所 扣、「同所百姓酒株主十郎次」の奥書1あり、「名主惣左衛門、組頭伊由右衛門、同久兵衛、同孫兵衛、百姓代甚兵衛、同勘右衛門、十郎次五人組政右衛門、同平五郎、同金兵衛、同辰五郎、同嘉惣治」の奥書2あり、端裏書「店借願書 御役所へ差上扣」	宝暦2年2月	縦継紙・1通	B-262-3
乍恐以書付御届申上御事(酒道具不足物店代差滞につき) 中野町十郎次(印)→天野助治郎様御役所 裏書あり	宝暦7年丑2月	堅切継紙・1通	B-314
乍恐書付を以奉願上候(源助店代済シ口不埒につき) 高井郡中野町願人十郎次→天野助次郎様御役所 扣、端裏書「三月六日ニ上ル扣」	宝暦7年2月27日	堅切紙・1通	B-255-1
乍恐以書付奉願上候御事(高井郡中野町源助、店代、酒造道具代など差滞につき) 高井郡中野町願人十郎次→天野助次郎様御役所 扣、端裏書「三月六日ニ上ル扣」	宝暦7年3月6日	縦紙・1通	B-255-2
乍恐以書付奉願上候御事(高井郡中野町源助、店代、酒造道具代など差滞につき) 高井郡中野町願人十郎次(印)→天野助次郎様御役所 扣、端裏書「初認」	宝暦7年2月	縦継紙・1通	B-255-3
乍恐以書付奉願上候御事(高井郡中野町源助、店代、酒造道具代など差滞につき) 高井郡中野町願人十郎次(印)→天野助次郎様御役所 「丑二月廿六日 名主吉左衛門(印)」の奥書あり、端裏書「指上候所致願下返ル」	宝暦7年2月	縦継紙・1通	B-255-4
此通仰付□□談遣し□仕出ス(中野長借家店代差滞につき 詫入) 源助宅→ 下書、「伊左衛門、満助」の奥書あり、紙背に證文の写あり「乍恐以書付奉願上候御事(高井郡中野町源助、店代、酒造道具代など差滞につき)」	宝暦7年20日	縦継紙・1通	B-255-5
乍恐以書付奉願上候御事(高井郡中野町源助、水車貸礼金滞につき) 中野町願人十郎次(印抹消)→天野助次郎様御役所 扣	宝暦7年2月	縦継紙・1通	B-255-6
乍恐以書付奉願上候御事(高井郡中野町源助、店代、酒造道具代など差滞につき) 中野町願人十郎次(印抹消)→天野助次郎様御役所 扣、端裏書「指上候扣」	宝暦7年2月	縦継紙・1通	B-255-7
乍恐以書付奉願上候御事(高井郡中野町源助、店代、酒造道具代など差滞につき) 中野町願人十郎次(印抹消)→天野助次郎様御役所 扣、端裏書「丑二月五日談上候扣」、切紙挟込あり、年月日は宝暦6年閏11月26日を修正	宝暦7年2月	縦継紙・1通	B-255-8
覚(品代金書上につき) 中野村源助→御名主・御組頭衆中	宝暦7年丑3月22日	堅切紙・1通	C-332

端裏書「源助六出候二付□致□候控」			
(借金出入引合勘定の日延願書、控) 中野町願人十郎次 →天野助次郎様御役所 村役人奥書共、紙背に中野町酒造 人相手の貸金相論訴状(部分)あり、□	宝暦7年丑4月6日	縦継紙・1通	D-548
一札之事(酒蔵店借賃滞り出入に付、和談内済のこと 一札) 中野町源助(印)、同所伯父八右衛門(印)→中野西 町重郎次殿 継ぎ目に印あり。与頭扱人伊野右衛門、同甚 兵衛の奥書と連印あり。	宝暦7年丑5月	切継紙・1通	B-252
(片塩村小作年貢滞りに付、小作人銘々呼出の上吟味 のこと願) 信濃国高井郡東江部村願人庄左衛門、同断 同人俵文次郎→天野助次郎様御役所 貼り紙あり、名主理 右衛門奥印あり	宝暦7年丑7月26日	縦継紙・1通	B-45
相渡申一札之事(質流年延につき) 夜間瀬村仁兵衛→十 郎次殿 仁兵衛奥書あり	宝暦7年丑11月	縦紙・1通	A-144-1
指上申一札之事(稽古鉄砲3挺預り) 高井郡中野村預り 主嘉右衛門、ほか村役人・五人組8名→志村新右衛門様御 役所 端裏書「威筒」	宝暦11年3月	縦継紙・1通	A-169
酉御年貢皆済目録 宗八→中野村十郎治殿	明和3年戌12月	縦切紙・1通	C-383
乍恐以書付御訴申上候(質地請戻相論裁許後の元金 済方につき) 御支配所信州高井郡東江部村百姓庄左衛 門頼代俵文次郎→大野佐左衛門様御役所	明和5子年8月朔日	1通	A-10
乍恐以書付奉願上候御事(新保村百姓と庄左衛門の出入 雑用をめぐる訴状願下済口書付) 高井郡新保村名 主弥左衛門ほか3名、同郡東江部村百姓庄吉ほか1名、同 郡中野町扱人平右衛門→大野佐左衛門様御役所 奥書	明和6年丑2月	1通	A-5
(浪人取締の触書、写) 奉行→	明和6年丑9月	縦紙・1通	A-77
職法書附之事(神主宮持社役等之分有之御朱印配地或 ハ御除地等ニ罷有神事祭礼相動につき) 江戸浅草三 社権現神主、支配頭田村八太夫(印)→	明和7年寅2月	縦切紙・1通	C-361
酒造屋高役永定納被仰渡請書 挿入文書あり	安永2年巳3月15日	縦長・1冊	C-403
梓神子法例(習合神道而檀中之祈祷相動につき) 神事 舞太夫田村八太夫判→ 添書あり	安永2年巳10月18日	縦切継紙・1通	B-291
江戸表二而免願二付請事證文指上候扣 □→御役所	延享2年丑12月	縦長・1冊	C-406
出入江戸留守見舞諸事覚帳	安永4年未12月29日	横長判・1冊	A-222
差上申一札之事(此度の村々役人并百姓大勢吟味に際 し、郷宿は諸色高値にしない旨) 中野村郷宿伊右衛 門、ほか11名→臼井吉之丞様御役所 写	安永6酉2月	縦紙・1通	A-67
差上申一札之事(江戸役人罷越し、諸色下値仰渡につ き請書) 高井郡中野村組頭十郎次、同傳右衛門、同彦 市、百姓代清左衛門、同市右衛門→臼井吉之丞様御役所	安永6酉年2月	縦紙・1通	A-133
御年貢金日限り二付利害申聞候請書 村々名主→御役所 写	安永6年酉2月	縦崩れ・1通(3枚)	A-156-1
御年貢金日限り二付利害申聞候請書 写、後欠		縦紙・1通	A-156-2
(騒動百姓同意之筋につき) 御支配村々→御役所	安永6年酉2月	縦切紙・1通	C-340
乍恐以書付御注進奉申上候(中町弥七出火届、下書)		縦紙・1通	A-218-1
乍恐書付を以御届ヶ申上候(上町弥七出火届) 高井郡 中野村組頭十郎次、ほか4名→臼井吉之丞様御役所	安永6年酉2月21日	縦紙・1通	A-218-2

渡辺家/中野村名主

乍恐以書付御届奉申上候(枝郷五箇組百姓代宅出火届) 高井郡中野村百姓代市右衛門、組頭彦兵衛、同清左衛門、名主権之丞→森親之助様中野御役所	天保14卯年3月20日	豎継紙・1通	A-218-3
借用申金子之事(金子受取借用につき) 中野預り主廣吉(印)、同断請人十郎次(印)→新井村佐右衛門殿 端裏書「廣吉□り證文」	安永6年酉2月27日	堅切継紙・1通	B-277-1
(借金受取につき) 店問屋年兵衛、代源七(印)→中野村御役人中様 前欠	午2月24日	堅切継紙・1通	B-277-2
借用申金子之事(金2両借用につき) 上木嶋□□、借主重藏(印)→中野町治左衛門殿	文政8年酉12月	堅切継紙・1通	B-277-3
添證文之事(金200両借用につき) 中野村林右衛門(印)→犬飼村三左衛門殿	寛政6年寅12月	堅切継紙・1通	B-277-4
御訴訟證文之事(御建立金御無心仕につき) 中野村質置主五郎助(印)、同所請人喜左衛門(印)、同所請人助右衛門(印)→松川村南照寺様 端裏書鉛筆書きあり	享保20年卯2月	堅切継紙・1通	B-277-5
借金證文之事(金子受取借用につき) 中野借用人与吉(印)、同断受人与兵衛(印)→亀倉村長左衛門殿 端裏書あり	天保14年正月	堅切継紙・1通	B-277-6
借用申金子證文之事(金子借用申候につき) 中野村借用人権之丞(印)、松川村請人元右衛門→宇木組□兵衛殿 端裏書あり	天保14年卯12月	堅切継紙・1通	B-277-7
預り申金子之事(金10両請取につき) 預り人林□、請人彦兵衛→□光寺様 反故	寛政10年午12月	堅切継紙・1通	B-277-8
借用申金子之事(金5両借用につき) 大熊村名主藤兵衛(印)、同村組頭文八(印)→庄左衛門 端裏書鉛筆書きあり	享和元年酉12月	堅切継紙・1通	B-277-9
借用申金子之事(金2両受取借用につき) 借用人松川安兵衛、受人中野正右衛門、同断源十郎、立合松川市太郎→中野由兵衛殿	天保8年酉正月	堅切継紙・1通	B-277-10
借用申金子證文事(金借用受取につき) 借用人松堂利左衛門(印)、受人同所勝左衛門(印)→押切村要右衛門 端裏書筆書きあり		堅切継紙・1通	B-277-11
借用申金子之事(金25両受取につき) 高井郡中野村借用人彦三郎(印)、請人留右衛門(印)→毛野川村徳三郎殿 端裏書筆書きあり	天保12年丑正月	堅切継紙・1通	B-277-12
借用申金子之事(金4両借用につき) 中野湯町借用人力藏(印)→湯町要右衛門 端裏書筆書きあり	8月7日	堅切継紙・1通	B-277-13
預り金子之事(金10両請取につき) 西条村預り主佐七、中野町請人十郎次→伝右衛門殿 奥書あり	宝暦7年丑12月	堅切継紙・1通	B-277-14
借金證文之事(金30両受取借用につき) 借用人十藏、請人太助、請人後庵→五左衛門殿		堅切継紙・1通	B-277-15
借用申金子之事(金15両請取借用につき) 中野村金借主嘉右衛門(印)、同所請人大乗寺(印)→桜沢村林右衛門	享和3年亥12月	堅切継紙・1通	B-277-16
借用申金子之事(金1両借用につき) 荒谷村七郎右衛門(印)→林右衛門殿 端裏書筆書きあり	寛政4年子12月	堅切継紙・1通	B-277-17
乍恐以書付奉願上候(町方土蔵の牟利用迷惑につき新牢舎建築願) 高井郡中野村百姓宇八、与兵衛、長左衛門、又右衛門→	安永6年酉3月	豎継紙・1通	A-253-1
乍恐以書付奉願上候(鬮引による町蔵差出に先立ち村役人分土蔵差出願) 組頭十郎治、同傳右衛門、同彦	安永6酉3月	豎紙・1通	A-253-2

市、百姓代清左衛門、同市右衛門→御役所			
乍恐以書付奉申上候(惣百姓不殘委細認差出候につき) 高井郡中野組頭、百姓代→御役所 端裏書「御触書御答 扣」	安永6年酉3月4日	堅切紙・1通	C-357
覚(御触書・御請印帳宿継送の添触、写) 板橋宿間屋 豊田孫右衛門→中山道蕨宿 追分宿迄、夫 小諸田中海野 上田坂木戸倉矢代松代川田福嶋右宿々問屋年寄衆中、右継 場村々名主与頭中	安永6年7月29日	堅紙・1通	A-78
乍恐以書付奉願上候(村中相談の上、惣連印にて名主 跡役のこと願) 高井郡上条村名主浅右衛門(印)、組頭 茂八(印)、同断文左衛門(印)、跡役文右衛門(印)、百姓代 利兵衛(印)、甚左衛門(印)、彦四郎(印)、藤左衛門(印)、 九郎兵衛(印)、三五郎(印)、新左衛門(印)、孫左衛門 (印)、弥三郎(印)、文兵衛(印)、与一兵衛(印)、林右衛 門(印)、忠兵衛(印)、理右衛門(印)、権之助(印)、惣兵衛 (印)、庄助(印)、新八(印)、作兵衛(印)、喜右衛門(印)、 金六(印)、藤兵衛(印)、勘右衛門(印)、尚兵衛(印)、助七 (印)、友七(印)、平八(印)、久助(印)、平右衛門(印)、伊 右衛門(印)、清兵衛(印)、勘七(印)、茂右衛門(印)、太兵 衛(印)、麦右衛門(印)、久七(印)平七(印)、守蔵(印)、弥 左衛門(印)、六之助(印)、勘六(印)、嘉七(印)、甚六 (印)、利助(印)、沢右衛門(印)、三郎兵衛(印)、茂左衛門 (印)、伴右衛門(印)、助八(印)、庄右衛門(印)、善左衛門 (印)、吉右衛門(印)、水右衛門(印)、与助(印)、佐野右衛 門(印)、佐左衛門(印)、六郎右衛門(印)、安右衛門(印)、 伊兵衛(印)、小三郎(印)、甚之助(印)、由空(印)、治右衛 門(印)、市右衛門(印)、与左衛門(印)、惣左衛門(印)、久 蔵(印)、重右衛門(印)、与平治(印)、要助(印)、三郎右衛 門(印)、文吉(印)、源左衛門(印)、郡兵衛(印)、新六 (印)、市弥(印)、太右衛門(印)、宮蔵(印)、佐右衛門 (印)、六右衛門(印)、友右衛門(印)、紗右衛門(印)、作左 衛門(印)、千蔵(印)、又左衛門(印)、与市(印)、甚之丞 (印)、六兵衛(印)、為右衛門(印)、庄七(印)、新右衛門 (印)、与次兵衛(印)、吉之丞(印)、惣二郎(印)、嘉右衛門 (印)、勘右衛門(印)、平右衛門(印)権左衛門(印)、与三郎 (印)、重左衛門(印)、五右衛門(印)、織右衛門(印)、助右 衛門(印)、善右衛門(印)、伊野右衛門(印)、新之丞(印)、 二郎兵衛(印)、四郎治(印)、清三郎(印)、九兵衛(印)、市 右衛門(印)、仁左衛門(印)、権右衛門(印)、与四郎(印)、 源右衛門(印)、松右衛門(印)、吉郎右衛門(印)、新七 (印)、雲八(印)、伊左衛門(印)、与市(印)、長三郎(印)、 惣助(印)、五郎右衛門(印)、惣次郎(印)、又右衛門(印)、 長八(印)、金右衛門(印)、半内(印)、七郎左衛門(印)、清 左衛門(印)、武右衛門(印)、要右衛門(印)、千助(印)、三 右衛門(印)、近右衛門(印)、藤助(印)、四郎兵衛(印)、八 郎左衛門(印)、彦右衛門(印)、与次右衛門(印)、羽右衛門 (印)、太右衛門(印)、嘉左衛門(印)、猶右衛門(印)、源三 郎(印)、武左衛門(印)、長左衛門(印)、七郎右衛門(印)、 惣兵衛(印)、市郎兵衛(印)、文六(印)、平左衛門(印)、権 左衛門(印)、源左衛門(印)、忠右衛門(印)、常右衛門(印) →臼井吉之丞様御役所	安永6年酉8月	堅継紙・1通	B-46
覚(過料銭預り一札控) 十郎次、傳右衛門、彦市、清左 衛門、市右衛門→臼井吉之丞様御役所	安永6酉年9月20日	堅継紙・1通	A-210
(強訴徒党禁止幕令を高札場などに掲げるべき旨の廻 状写) 臼井吉之丞御役所→中野、ほか13村、右村々名主 組頭百姓代	(安永6)酉10月5日	堅紙・1通	A-81
差上申一札之事(名主退役を強而差し押さえず村方相 談すべき仰付につき請書) 中野村組頭十郎次印、ほか 4名→臼井吉之丞様御役所 写	安永6酉年11月11日	堅紙・1通	A-233

渡辺家/中野村名主

(苗木植付届、用水御普請・自普請の別届などの下書) 1~3は史料館封筒に一括、82-1は青銅20疋進上の包紙紙背 を利用	安永7カ)	縦紙・1通	A-82-1
乍恐以書付奉申上候(中野村御林の儀御尋につき返 答、下書)		縦紙・1通	A-82-2
(御勘定様御林見分の際松川村名主不行届の詫書、下 書)		縦紙・1通	A-82-3
乍恐以書付奉申上候(地引帳・絵図のほかは切添・切 開地ない旨、下書) 名主→万年一重郎様	安永7年戌6月	縦紙・1通	A-94
一札之事(預ヶ金滞りの儀に付、吟味のこと) 元七五 人組右衛門(印)、伊野右衛門(印)、彦八(印)、六之助後 家(印)→名主、組頭衆中 50-1~2旧封筒一括、臼井吉之丞 役所宛奥書有	安永7年戌11月	縦継紙・1通	B-50-1
乍恐以書付奉願上候(預り金元利滞り出入に付、相手 方吟味のこと) 中野村百姓願人元七(印)→臼井吉之丞様 中野御役所	安永7年戌10月	縦継紙・1通	B-50-2
差出申御請書之事(質物請戻に大勢で質入先へ押し寄 せたことの詫び) 惣太郎、文吉、ほか2名→町御役人 衆中 1、2は史料館封筒で一括	安永8年亥正月	縦紙・1通	A-57-1
差出し申御請書之事(前件の下書) 惣太郎、文吉、ほか 2名→町御役人中	安永8亥正月	縦紙・1通	A-57-2
(威鉄砲拝借証文) 村(町)役人の役所宛願書・請書の写に 栗和田組頭から町役人宛の奥書を付したもの	安永8年亥2月	縦継紙・1通	A-243
御取扱内済証文之事(金子借用の儀に付、和談内済の こと) 中野中町願人善次郎(印)、間長瀬村相手名主左右 衛門(印)→中野町名主十郎次殿、郡中代傳右衛門殿、郷宿 平右衛門殿 51-1~2旧封筒一括、岩出伊右衛門役所宛奥書 有	安永8年亥3月	縦継紙・1通	B-51-1
乍恐書付ヲ以奉願上候(金子借用の儀に付、吟味のこ と) 高井郡中野村願人金物屋善次郎(印)→岩出伊右衛門 様御役所	安永8年亥正月	縦継紙・1通	B-51-2
一札之事(質地代金利足の儀年中一割半之御約速二相 極申候一札) 中野村廣吉(印)→玄但老 継目に印あり	安永8年亥3月	切継紙・1通	B-318
乍恐以書付奉願上候(私共出入之義につき) 願人善次 郎、相手松右衛門、名主十郎次、郡中代傳右衛門、宿平右 衛門→岩出伊右衛門様御役所	安永8年亥3月	堅切紙・1通	C-339
乍恐書付ヲ以奉願上候(質流地代金の儀に付) 高井郡 中野村百姓願人元七(印)→岩出伊右衛門様御役所 52-1~ 2旧封筒一括、端裏書「西町庄七願書写相手東江部村巳之 助」	安永8年亥6月	縦継紙・1通	B-52-1
(質流地代金の儀に付) 高井郡中野村百姓願人元七(印)→ 岩出伊右衛門様御役所 中野村名主十郎次奥書有	安永8年亥10月	縦継紙・1通	B-52-2
一札之事(畑田成願に付、水下村々差障り出入に付、 内済のこと)	安永8年亥7月	堅切紙・1通	B-120
(天王免御見分の上高請・村持に仰せ付けられたき願) 高井郡中野村先名主願人善右衛門→岩出伊右衛門様御役 所 前欠	安永8年亥8月	縦継紙・1通	A-244
差出申一札之事(酒狂狼藉の詫び、御吟味下願) 清水 左膳、清水式部→町御役人衆中 法運寺ほか3名の町役人 宛奥書あり	安永9子正月	縦継紙・1通	A-256

乍恐書付ヲ以奉願上候(倅狼藉者ゆえ入牢仰付願) 中野村西宮神職清水式部→岩出伊右衛門様御役所 式部の請書、中野村役人の奥書あり	安永9年子正月3日	豎継紙・1通	A-216-1
差上申一札之事(身持不埒者の手鎖組預かり) 五人組判頭新七、ほか3名→中野御役所	文政12丑年3月	豎紙・1通	A-216-2
奉差上一札之事(御札中の百姓村預かり) 高井郡中野村百姓代市右衛門、彦兵衛、清右衛門、直兵衛、権之丞→北條雄之助様、一	天保10亥年9月	豎紙・1通	A-216-3
差上申一札之事(御吟味中の百姓手鎖村預かり) 百姓代儀兵衛、組頭市右衛門、同彦兵衛、同昇之丞、名主権之丞→中野御役所	酉 12月8日	豎継紙・1通	A-216-4
差上申御請証文之事(当村借地人の御吟味中村預かり) 高井郡中野村百姓代儀兵衛、ほか4名→高木清左衛門様御役所	弘化3午年12月25日	豎継紙・1通	A-216-5
奉差上一札之事(中野村百姓の御吟味中村預かり) 高井郡中野村百姓代儀兵衛、ほか4名→高木清左衛門様御役所	弘化4未年正月25日	豎紙・1通	A-216-6
乍恐書付ヲ以御進進奉申上候(中野えびす式部養子佐膳狼藉に付見分願) 中野村神事舞太夫清水頼母(印)他8名→岩出伊右衛門御役所様	安永9年子正月3日	切継紙・1通	B-53
乍恐以書付奉願上候(旦家佐膳狼藉のこと相談に付、願書取り下げ願) 法運寺→岩出伊右衛門様中野御役所 端裏書「扣」、奥書「高井郡中野村名主重郎次他組頭2名・百姓代4名」	安永9年子正月17日	切継紙・1通	B-54
乍恐以書付奉願上候(畑田成再願、前回の願を届け出す年貢差額分を横領した前名主の糾弾) 信州高井郡中野村願人組頭傳右衛門→御奉行所様 名主奥書あり	安永8年亥12月	豎継紙・1通	A-173
乍恐以書付奉願上候(懸貸金出入相談内済に付、願書取り下げ願) 中野町法運寺境内願人門悦(印)、西条村相手佐右衛門(印)→原田清右衛門様御役所 奥書あり、剥がれた付け紙あり	天明元年丑8月	切継紙・1通	B-55
(風来者・胡乱者を隠さず申し出るべき仰付への請書) 高井郡中野村名主十郎次、与頭傳右衛門、同彦兵衛、百姓代清左衛門、同市右衛門、ほか39名→原田清右衛門役所の触への請書	天明元年丑10月	豎継紙・1通	A-247
乍恐書付を以奉願上候(盜賊類召捕願) 高井郡中野村名主十郎次、ほか組頭・百姓代4名→原田清右衛門様中野御役所	天明元丑年11月	豎継紙・1通	A-195
一札之事(屋敷質入に留守中の兄が反対しない旨) 中野中町与兵衛、同人親寿膳、親類西町広吉→町御役人衆中	天明元年丑12月	豎紙・1通	A-202
乍恐以書付奉願上候(継目官位・神道葬祭の件で京都吉田宛添翰願) 高井郡中野町傳田岩尾→御役所 1、2は史料館封筒に一括、86-1は写、名主奥書あり	天明元丑閏5月	豎紙・1通	A-86-1
乍恐以書付奉願上候(官位・代継のため上京許可願) 高井郡中野村神職傳田要人→森八右衛門様御役所 名主奥書あり	弘化2巳年5月3日	豎紙・1通	A-86-2
差上申上一札之事(出入再応御吟味につき) 原田清右衛門御代官所信州高井郡西江部村名主市左衛門倅五左衛門、組頭九右衛門、同郡中江部村百姓口親利七、伝兵衛、名主・組頭代林右衛門→御奉行所	天明(2)寅7月11日	豎切紙・1通	C-344
小作証文之事(初計57俵納、小作人中町源兵衛安永7年分写) 高井郡中野町十郎次代倅林右衛門(印)→原田清	天明3年卯4月	切継紙・1通	B-56-1

渡辺家/中野村名主

右衛門様御役所 56-1~2折畳一括			
乍恐以書付奉願上候(一質金滞り出入一件) 高井郡中野町十郎次病気に付代悴林右衛門(印)→原田清右衛門様御役所 奥書あり、端裏書「市右衛門相手取金子滞り出入扣」	天明3年卯4月	切継紙・1通	B-56-2
覚(当年御高入新田村持田の高反別届) 信州高井郡中野村名主十郎次、与頭伝右衛門、同藤兵衛、百姓代清左衛門、同市右衛門→原田清右衛門様中野御役所 正文控	天明3卯年9月	縦紙・1通	A-155-1
覚(当年御高入新田村持田の高反別届) 信州高井郡中野村名主十郎次、与頭伝右衛門、同藤兵衛、百姓代清左衛門、同市右衛門→原田清右衛門様御役所 後欠、写	天明3卯年9月	縦紙・1通	A-155-2
乍恐以書付御届奉申上候(田麦村清次郎の須坂町穀屋宛附出大豆差押につき) 高井郡中野村百姓文六、同村丈右衛門→原田清右衛門御役所 名主奥書あり	天明3年卯10月	縦紙・1通	A-40
寅之御年貢皆済目録(石代金并ニ高懸り小物成等請取候につき) 中野町口名主長左衛門→同村組頭権右衛門	天明3年卯10月	堅切継紙・1通	C-363
乍恐以書付御伺奉申上候(当年信州不作にて酒造りも相休のため、御神酒などのこと々々迷惑の儀に付) 中野村酒造屋十郎次、同彦兵衛、同市右衛門、同弥右衛門、同清吉、同長三郎→ 伝右衛門、佐左衛門奥書あり	天明3年卯11月	堅継紙・1通	B-25
差出申一札之事(米1駄差留に付、小布施村文蔵方へ代金お渡のこと) 高井郡中村市郎兵衛(印)、同郡金井村市左衛門、同郡中野村元七代伴佐市→中野村名主十郎次殿	天明3年卯12月	切紙・1通	B-57
(栗和田仙右衛門欠落届・願書一括) 縦紙3通・切紙1通の貼継	天明3~天明4年		A-255
当村持口配分一札之事写シ(割符定候につき) 堀ノ内村配分本家千治郎、柏尾村親類源次郎、堀ノ内村同断善八、五木村同断作右衛門→次郎三郎後家徳口郎殿、壁田村立添冲右衛門殿	天明4年辰閏正月	堅切継紙・1通	B-310
乍恐以書付奉願上候(不作のため穀留の節猥りに穀物差出手鎖組預の儀に付、御免願)	天明4年辰2月	堅継紙・1通	B-9
差出申一札之事(自括人の遺骸取扱方) 要右衛門下男水内郡蓮村百姓藤八兄五郎右衛門、中町加判人要右衛門、組合惣代幸助→町御役人衆中様 上半分欠損	天明4年辰5月4日	堅継紙・1通	A-249
乍恐以書付奉願上候(質代金滞り家屋敷明け渡しに付、住所無之難儀のこと) 高井郡中野村願人丈右衛門(印)→久保平三郎様御役所 名主十郎次の奥書あり	天明4年辰11月	切継紙・1通	B-58
乍恐以書付奉願上候(取替金返済滞り出入内済に付、済口証文) 本多豊後守領分水内郡上金井村願人所助、付添人喜惣治、組頭和太七、高井郡中野村相手市右衛門、同富右衛門、名主扱人十郎治他3名→久保平三郎様中野御役所 端裏書「扣」、59-1~3は旧封筒時に一括か	天明4年辰11月	切継紙・1通	B-59-1
差出申和談内済一札之事(取替金返済出入一件に付、双方和談内済のこと) 水内郡上今井村願人所助(印)、同村付添人喜惣治(印)、高井郡中野相手方市右衛門(印)、同富右衛門(印)→中野扱人名主十郎次殿、同組頭伝右衛門殿、同組頭彦兵衛殿、同郷宿伊由右衛門殿 端裏書「市右衛門内済証文」	天明4年辰11月	切継紙・1通	B-59-2
差出申和談内済一札之事(取替金返済出入一件に付、双方和談内済のこと) 水内郡上今井村願人所助、同村付添人喜惣治、高井郡中野相手方市右衛門、同富右衛門→中野扱人十郎次殿、同伝右衛門殿、同彦兵衛殿、同伊由右衛門殿 59-2と同文、控えか	天明4年辰11月	切継紙・1通	B-59-3

一札之事(金四郎殿より書面の金子メ8両3分2朱取立に付、各様御扱いを以て相済のこと) 安原寺村弥五郎(印)→御名主十郎次殿、御組頭長兵衛殿 60-1~2は旧封筒時一括	天明4年辰12月28日	切紙・1通	B-60-1
一札之事(金四郎引負金4両2分2朱御取扱を以って相済) 江戸下谷長者町2丁目大和屋清右衛門(印)、安原寺村立会人弥五郎(印)→中野御名主十郎次殿、御組頭彦兵衛殿	天明4年辰12月	切紙・1通	B-60-2
乍恐書付を以奉願上候(名主交替願) 退役願人十郎治、跡役名主傳右衛門、跡役組頭林右衛門、惣百姓→御役所彦兵衛、清左衛門、市右衛門の奥書あり	天明5巳年正月	豎紙・1通	A-257
差出申一札之事(酒造株譲渡願申上候につき) 高井郡片塩村口添借請人九兵衛(印)、同所請人親類幸右衛門(印)→中野村傳右衛門殿	天明6年午3月	豎切紙・1通	C-385
乍恐書付を以奉願上候(酒株休株のところ、酒造稼仕度につき) 中野村願人傳右衛門→御役所 下書、「彦兵衛、庄右衛門、市右衛門」の奥書あり、端裏書「御役所江差上候願書下書」	天明6年8月	豎継紙・1通	B-256
覚(酒造株高につき冥加永、酒船、桶など書上) 中野村傳右衛門→久保平三郎様御役所 下書、端裏書「御役所江差上候書付下書」	天明6年8月	豎紙・1通	B-258-1
覚(高井郡中野村六兵衛、長次郎、新左衛門、勘左衛門、水内郡大古間村七兵衛酒造株高書上) 扣	宝永3年6月	豎紙・1通	B-258-2
(酒造石高、冥加永書上覚) 信州高井郡中野村酒造人林左衛門印→ 扣、「高井郡中野村名主傳右衛門、組頭彦兵衛、同林右衛門、百姓代惣七→河尻甚五郎様御役所」の奥書あり	寛政6年6月	豎紙・1通	B-258-3
(酒株高、冥加永書上覚) 何村誰→ ひな形		豎切紙・1通	B-258-4
乍恐以書付奉願上候御事(金子返済相滞につき) 久保平三郎御代官所高井郡中野村願人林右衛門(印)、差添幸次郎(印)、市ノ口利左衛門(印)、同所百姓代市郎左衛門(印)、同所組頭伴助(印)→〔 〕山御役所 上部破損、奥書あり	天明7年未5月	豎切継紙・1通	B-305
覚(日影山御林木払下の買請希望額書上、下書) 高井郡中野村名主傳右衛門、ほか3名→河尻甚五郎様御役所 1、2は史料館封筒に一括	寛政6寅年3月	豎紙・1通	A-84-1
覚(日影山御林木払下の買請希望額書上、下書) 中野村名主傳右衛門、ほか3名→久保平三郎様御役所 増永になった旨裏書あり、味噌云々の書付はさみこみあり	天明7未年7月	豎紙・1通	A-84-2
覚(酒造石高ならびに此造桶、小道具、ほか不用之造桶、諸道具) 高井郡中野村酒造稼人林右衛門(印)、同村名主傳右衛門(印)→守屋弥惣左衛門様、竹垣三衛門様中野御役所 扣	天明8年8月	豎継紙・1通	B-223-1
覚(未十二月酒造道具三分一之積以御改御極印請候桶数并造込諸道具不用之分御改諸道具書) 高井郡中野村酒造人林右衛門(印)、同村名主傳左衛門→風祭求馬様中野御役所 扣	寛政元年2月	豎継紙・1通	B-223-2
覚(酒造石高ならびに此造桶、小道具、ほか不用之造桶、諸道具) 高井郡中野村酒造屋林右衛門、同村名主傳左衛門→風祭求馬様中野御役所 下書	天明9年1月	豎継紙・1通	B-223-3
御尋ニ付申上候書付(酒株休株につき) 中野村願人傳右衛門→御役所 案、「三役人」の奥書あり、端裏書「休株御糺ニ付書上下 伝右衛門」	寛政元年3月	豎紙・1通	B-257-1

渡辺家/中野村名主

御尋ニ付申上候書付(酒株高百石のうち八拾石当町休株につき) 高井郡中野村百姓清二郎組引受親類嘉右衛門→御役所 案、「三役人」の奥書あり、端裏書「休株御札ニ付書上下 嘉右衛門」	寛政元年2月	縦紙・1通	B-257-2
差上申済口証文之事(宮野原村秣山出入一件に付、内済のこと) 越後国魚沼郡宮野原村之内本郷并枝郷林木沢六拾六人惣代庄屋近右衛門(印)、訴訟方百姓代太惣右衛門(印)、同国同郡同村之内加用組、百木組、同新田、小池組、右四組四拾六人惣代仁三郎(印)、百姓喜右衛門(印)、相手方同三郎右衛門(印)、同安右衛門(印)、信州高井郡中野村組頭彦兵衛(印)、同林右衛門(印)、同村郷宿善右衛門(印)、弥右衛門(印)→風祭求馬様中野御役所 62-1~2は旧封筒一括、虫損甚だし、奥書として内済連印一札あり	寛政2年戌10月	切継紙・1通	B-62-1
為取替証文之事(秣山入会出入一件に付、内済のこと) 宮野原村之内加用組仁三郎(印)、小池組喜右衛門(印)同三郎右衛門(印)、安右衛門(印)、長右衛門(印)→中野村組頭彦兵衛殿、同林右衛門殿、同村郷宿善右衛門殿 奥書として、「為取替証文立会印形」一札あり	寛政2年戌10月	切継紙・1通	B-62-2
讓渡シ申酒株之事(酒株礼金として15両請取につき) 高井郡中野村清次郎病死ニ付親類讓渡シ人宇八、右同断林右衛門→片塩村清蔵殿	寛政4年子10月	堅切継紙・1通	B-270
(奇特者の飢饉備出穀分は領知替あるとも取上なき旨書付、写) 河甚五郎→高井郡中野村江渡置	寛政4年月	縦紙・1通	A-96-1
(奇特者の飢饉備出穀分は領知替あるとも取上なき旨書付、写) 河尻甚五郎→何郡何村江渡置	寛政4年月	縦紙・1通	A-96-2
差上申一札之事(越後国魚沼郡年貢金490両余の江戸差立宰料請書) 高井郡中野村組頭彦兵衛俵御金宰料久米蔵、同郡安田村百姓同断惣吉、中野村郡中代林右衛門、同断彦兵衛→河尻甚五郎様御役所	寛政6寅5月	縦継紙・1通	A-31
乍恐書付を以奉願上候(盗難一件取斗方不調法の者共の吟味御免願) 高井郡中野村鈴泉寺、同郡赤岩村正源寺、中野村名主傳右衛門、郡中代兼林右衛門→河尻甚五右衛門様御役所	寛政6寅年5月	縦継紙・1通	A-39
差出申一札之事(諸役懈怠吟味の御免取成願) 魚沼郡大井平村頼人奥之丞、中野宿立合新右衛門→高井郡中野村御役人中	寛政6寅5月	縦紙・1通	A-183
乍恐以書付奉願上候(越後国魚沼郡倉俣村打擲出入一件内済のところ、農業第一の時節に付、江戸表御伺相済迄婦村願) 高井郡中野村名主伝右衛門、同組頭彦兵衛、同断林右衛門→河尻甚五郎様御役所宛 旧68~70括り紐にて一括、68-1~2は旧封筒一括、端裏書「倉俣婦村願下書 中野村役人」	寛政6年寅5月	切紙・1通	B-68-1
乍恐以書付奉願上候(越後国魚沼郡倉俣村御訴訟一件懸り合いの者并村役人遅参に付、御高免願) 高井郡中野村伝右衛門、組頭彦兵衛、同断林右衛門→河尻甚五郎様御役所宛	寛政6年寅5月	切継紙・1通	B-68-2
差上申済口証文之事(打擲出入一件に付、和談内済のこと) 倉俣村百姓伊右衛門(印)、同与七(印)、同定右衛門(印)、同源治郎(印)、同彦右衛門(印)、同伝右衛門(印)、同三右衛門(印)、同助左衛門(印)、同伝右衛門(印)、同空之丞(印)、同与惣左衛門(印)、同伊兵衛(印)、同文左衛門、同惣右衛門(印)→中野村名主伝右衛門殿、組頭彦兵衛殿、同林右衛門殿、郷宿弥右衛門殿、同善右衛門殿、同伊由右衛門殿、同要左衛門殿 70-1~3は旧封筒一括、端裏書「魚沼郡倉俣村内済証文」、河尻甚五郎様御役所宛の内済証文の写あり	寅5月	切継紙・1通	B-70-1

乍恐書付ヲ以内濟奉願上候(倉俣村伊右衛門打擲出入一件に付、熟談の上内濟願書) 信州高井郡中野村名主伝右衛門(印)、組頭彦兵衛(印)、同断柿右衛門(印)同所郷宿弥右衛門(印)、同善右衛門(印)、同伊由右衛門(印)、同要左衛門(印)→越後国魚沼郡倉俣村願人伊右衛門殿 河尻甚五郎役所宛内濟願書写あり	寅5月	切継紙・1通	B-70-2
差出申済口証文之事(倉俣村打擲出入一件に付、和談内済のこと) 越後国魚沼郡倉俣村百姓訴訟方伊右衛門、同相手方与七、同同断定右衛門、同源治郎、同彦左衛門、同伝右衛門、源治郎隣家同三右衛門、同助左衛門、同伝右衛門、源治郎五人組惣代同空之丞、伝右衛門組合惣代同与惣右衛門、同伊兵衛、庄屋文左衛門、百姓代惣右衛門、信州高井郡中野村名主取扱人伝右衛門、組頭同断彦兵衛、組頭同断林右衛門、郷宿同断弥右衛門、同同断善右衛門、同同断伊由右衛門、同同断要左衛門→河尻甚五郎様中野御役所宛 端裏書「扱証文写」	寛政6年寅5月	切継紙・1通	B-70-3
酒造株高書上帳 信州高井郡中野村→	寛政6年寅6月	豎長・1冊	C-404-1
(酒造株高書上につき) 酒造人久兵衛、右村名主弥右衛門、組頭彦兵衛、同林右衛門、百姓代惣七→河尻甚五郎様御役所	寛政7年卯4月	豎長・1冊	C-404-2
酒造株高帳 宇木村平右衛門→	文政11年寅12月17日	豎長・1冊	C-404-3
威鉄砲證文 信州高井郡中野村持主嘉右衛門、五人組惣代弥右衛門、名主伝右衛門、与頭彦兵衛、同林右衛門、百姓代惣七→河尻甚五郎様御役所	寛政6年寅10月	豎長・1冊	C-400-1
鉄砲拝借證文 中野預り人嘉右衛門、同村林右衛門、組頭源太左衛門、同彦兵衛、百姓代久兵衛→竹内平左衛門様御役所	寛政12年申3月	豎長・1冊	C-400-2
鉄砲御預り證文 中野村嘉右衛門(印)、右村林右衛門(印)、与頭彦兵衛(印)、百姓代久兵衛(印)→上野四郎三郎様御役所	享和4年子正月	豎長・1冊	C-400-3
鉄砲御預り證文扣 中野村預り人嘉右衛門、右村百姓代孫兵衛、与頭彦兵衛、同久兵衛、名主権之丞→杉庄兵衛様中野御役所	文化10年酉正月	豎長・1冊	C-400-4
鉄砲御預り證文 高井郡中野村預り人嘉右衛門、右村百姓代清左衛門、与頭彦兵衛、同彦之丞、名主廣右衛門→大草太郎右馬様中野御役所	文化15年寅正月	豎長・1冊	C-400-5
御貸附拝借金証文之事(関東川船方御役船会所助成貸付金より30両) 高井郡中野村拝借人林右衛門、同村請人半兵衛→河尻甚五郎様御役所 村方三役の奥書あり、印鑑の抹消あり	寛政6年寅11月	豎継紙・1通	A-17
拝借金証文之事(関東川船方御役船会所助成御貸附金30両、下書) 高井郡中野村組頭林右衛門、同村請人久兵衛→河尻甚五郎様御役所 名主傳右衛門・組頭彦兵衛・百姓代惣七の奥書あり	寛政6年寅11月	豎継紙・1通	D-835
酒造改請證文 右村名主酒造人彦平、組頭同林右衛門、組頭惣七、酒造人弥右衛門、百姓代同久兵衛、百姓代清右衛門、酒造人彦次郎→	寛政8年辰2月	豎長・1冊	C-405-2
乍恐書付を以御届奉申上候(草津へ商稼の豊松行方不明) 高井郡中野村和助、親類惣代利助、五人組惣代儀兵衛、名主、組頭、同、百姓代→御役所	寛政7卯年8月	豎継紙・1通	A-251-1
乍恐以書付御届奉申上候(豊松家出行方不明) 高井郡中野村和助、ほか6名→竹内平右衛門様御役所	寛政7卯年9月26日	豎紙・1通	A-251-2

渡辺家/中野村名主

乍恐以書付御届奉申上候(豊松家出行方不明) 高井郡中野村和助、ほか7名→竹内平右衛門様御役所	寛政7卯年10月26日	縦紙・1通	A-251-3
(酒造石高天明六年以前迄の通りに酒造可仕仰渡につき請書) 案	寛政7年10月	縦紙・1通	B-268
覚(江戸行き年貢金預かり証文、雛形) 何之誰領分何国何郡何宿間屋たれ、年寄たれ、同断たれ→竹内平右衛門様御金宰料中 端裏書「御金預り証文控」	寛政7卯年11月	縦紙・1通	D-843
拝借仕金子之事(30両) 高井郡中野村拝借人林右衛門(印)、同村請人名主彦兵衛(印)→石川弥一右衛門様 印墨消	寛政7卯年11月18日	縦紙・1通	D-826
乍恐書付ヲ以御願奉申上候(高井郡松川村佐右衛門店借家音吉打擲手疵負一件糾明に付、御検使のご願) 高井郡夜間瀬村内須ヶ川組音吉兄訴訟人佐与都(印)、音吉叔父同断勝蔵(印)→竹内平右衛門様中野御役所須ヶ川組名主次郎右衛門奥書あり	寛政8年辰7月	縦継紙・1通	B-122
差上申一札之事(江戸定飛脚惣兵衛の御用状運引受、下書) 本田豊後守様領分水内郡赤塩村庄屋誰、組頭誰、百姓代誰、定飛脚惣助→竹内平右衛門様中野御役所	寛政9巳年正月	縦紙・1通	A-190-1
(定飛脚の出立日、江戸宿、料金など書付)		切紙・1通	A-190-1-1
差出申一札之事(御役所定飛脚引受) 水内郡蓮村新七、ほか5名→高井郡中野村御役人衆中	天保10亥年11月	縦継紙・1通	A-190-2
乍恐以書付奉願上候(威鉄砲返上) 高井郡中野村百姓代市右衛門、ほか与頭・名主4名→北條雄之助様御役所	天保10亥年11月	縦継紙・1通	A-198
松川通橋永代建立之事(村々などへの助成金願) 高井郡発起大嶋村、同飯田村、ほか庵主2名→	寛政9巳2月	縦紙・1通	A-70
乍恐以書付奉願上候(年貢金宰領が帰途に御預りの天秤台を壊し赦免願、下書) 高井郡夜間瀬村組頭幸八、ほか9名→竹内平右衛門様御役所	寛政9巳年2月	縦継紙・1通	A-187-1
乍恐以書付奉願上候(右同様大小を壊し赦免願) 高井郡夜間瀬村組頭幸八、ほか9名→中野三左右衛門様	寛政9巳年2月	縦継紙・1通	A-187-2
覚(江戸・国元間の飛脚代など書上) 水内郡赤塩村定飛脚惣助→竹内平右衛門様中野御役所 端裏書「赤塩村飛脚惣助より書上控」、13-1~2旧封筒一括	寛政9年巳2月	縦継紙・1通	B-13-1
覚(江戸・国元間の飛脚代など書上) 水内郡赤塩村定飛脚惣助→竹内平右衛門様中野御役所 端裏書「赤塩村定飛脚惣助差上控」	寛政9年巳2月	縦継紙・1通	B-13-2
差出申借地証文之事 中野村新田町地借人又兵衛判、同所請人又三郎判、同所五人組立会助右衛門判→鈴泉寺様	寛政9年巳3月	縦紙・1通	A-197
乍恐以書付奉願上候(村内各組夜番勤方不埒の旨御咎めにつき御高免願) 高井郡夜間瀬村本郷名主惣兵衛、組頭幸八、百姓代重治郎、ほか4組14名→竹田平右衛門様御役所 下書	寛政9巳年8月	縦紙・1通	A-58
差上シ申一札之事(長太夫母ぬさ不埒成義有之候につき) 横倉組五人組惣代紺右衛門、同断仙助、親類惣代同村宗左衛門、同奥五郎、行原村直右衛門、横倉組ぬさ→名主与一右衛門殿、組頭平七殿、百姓代年兵衛殿	寛政9年巳8月	堅切継紙・1通	B-295
乍恐以書付奉願上候(当村百姓長太夫母ぬさ義不埒義有之候につき) 五人組惣代、親類惣代、名主、組頭、百姓代→御役所	寛政9年8月	堅切継紙・1通	C-351
差上申内済証文事(高井郡夜間瀬川通字上川原壁田村	寛政10年午4月	縦継紙・1通	B-81-1